

「取引所株価指数証拠金取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(平成29年12月18日)

現 行	変 更 後
<p>取引所株価指数証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>【金利変動リスク】 金利相当額については、原則として「買建玉」を保有している場合は支払い、「売建玉」を保有している場合は受取りが発生します。<u>円の金利水準が変動すること等により</u>、保有する建玉の金利相当額を受取額が減少または支払額が増加する可能性があります。</p> <p>取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて ☆取引の方法</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 金利相当額は、取引所株価指数証拠金取引に係る建玉について、ロールオーバーにより建玉が繰延べられた場合に発生します。当該繰延べられた日数分を、買建玉の保有者は支払い、売建玉の保有者は受取ることとなります。</p> <p>(3)～(7) (省 略)</p> <p>☆～☆ (省 略)</p> <p>取引所株価指数証拠金取引およびその委託に関する主要な用語</p> <p>・金利相当額（きんりそうとうがく） 同一取引日中において決済されなかった建玉は翌取引日にロールオーバーされますが、このロールオーバーされた場合に金利相当額が発生します。金利相当額は、取引日での決済日を起点に、翌取引日での決済日を終点とし、その間での繰延べられた日数分を、買建玉の保有者は支払い、売建玉の保有者は受取ることとなります。</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">平成29年11月27日</p>	<p>取引所株価指数証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>【金利変動リスク】 金利相当額については、原則として「買建玉」を保有している場合は支払い、「売建玉」を保有している場合は受取りが発生します。<u>金利相当額の計算には円や外貨の金利が適用されることから</u>、当該金利水準が変動すること等により、保有する建玉の金利相当額を受取額が減少または支払額が増加する可能性があります。</p> <p>取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて ☆取引の方法</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 金利相当額は、取引所株価指数証拠金取引に係る建玉について、ロールオーバーにより建玉が繰延べられた場合に発生します。<u>原則として</u>当該繰延べられた日数分を、買建玉の保有者は支払い、売建玉の保有者は受取ることとなります。</p> <p>(3)～(7) (現行どおり)</p> <p>☆～☆ (現行どおり)</p> <p>取引所株価指数証拠金取引およびその委託に関する主要な用語</p> <p>・金利相当額（きんりそうとうがく） 同一取引日中において決済されなかった建玉は翌取引日にロールオーバーされますが、このロールオーバーされた場合に金利相当額が発生します。金利相当額は、取引日での決済日を起点に、翌取引日での決済日を終点とし、その間での繰延べられた日数分を、<u>原則として</u>買建玉の保有者は支払い、売建玉の保有者は受取ることとなります。</p> <p>(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">平成29年12月18日</p>